

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	2
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収関係）
要望項目名	農林漁業団体職員共済組合制度に係る税制上の所要の措置
要望内容 （概要） 〔関係条文〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成13年統合法」という。）の施行により、平成14年4月に厚生年金制度と統合した農林漁業団体職員共済組合制度は、統合後は、所謂、3階部分である職域年金相当部分のみの年金を特例年金給付として支給している。 ・ 特例措置の内容 統合から15年近くが経過し、その間の制度の見直しによる受給権者の大幅な減少やこれから支給開始年齢に達する統合時未裁定者は、特例年金額が少額となっている。 このため、税制上の措置を含め、現行制度の見直しを検討している。
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (-) (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金制度との統合後は、なお存続することとされた農林漁業団体職員共済組合（以下「存続組合」という。）が職域年金部分を特例年金として支給している。 ・ 統合後に存続組合が支給する現行の特例年金給付については、 <ol style="list-style-type: none"> ① 統合法附則の規定を根拠とし、統合前の農林共済組合の組合員期間を有する者のみを支給対象者とする、閉鎖型の年金という性格を有している。 ② また、過去に旧組合員が厚生年金保険料相当額以上に支払った掛金を清算することが主眼となっている。 (2) 施策の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合から15年近くが経過し、その間の制度の見直しによる受給権者の大幅な減少やこれから支給開始年齢に達する統合時未裁定者は、特例年金額が少額となっており、また、特例年金給付の財源負担者である農林漁業団体等からは、一時金払い制度の対象拡大を行うことによる特例年金給付完了の早期実施の要望がなされている。
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>				
	政策の達成目標					
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td></td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間		同上の期間中の達成目標		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間					
同上の期間中の達成目標						
政策目標の達成状況						
有効性	要望の措置の適用見込み					
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置					
	予算上の措置等の要求内容及び金額					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係					
	要望の措置の妥当性					

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>これまで、制度見直しを行った際に要望した税制上の措置の例として、以下のようなものがある。</p> <p>【平成 22 年度の政令一時金制度の創設】 政令一時金制度の創設時に導入した、特例老齢農林一時金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定額まで差押えを禁止する財産とする ・退職手当等とみなす <p>【平成 26 年度の政令一時金制度の拡充】 政令一時金制度の拡充時に導入した、</p> <p>① 特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金又は特例通算退職一時金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職手当等とみなす ・一定額までの差押えを禁止する財産に加える <p>② 特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税を課さない ・地方税の滞納処分による差押えを禁止
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>